

ハットフィールド『近代会計学』に おける資本と利益

加 藤 盛 弘

- I 問題提起
- II ハットフィールド資本会計論
- III 資本水増と資産会計実務
- IV ハットフィールド資産会計論
- V 資本と利益の内容

I 問題提起

19世紀末から20世紀初頭にかけて、アメリカにおいては大規模な企業合同運動が展開された。その企業合同運動が一応の終結をみたのが1903年といわれる。Moodyによれば、1904年1月1日現在で活動している産業トラストは巨大トラスト7（結合工場1500以上）、中小トラスト298（結合工場3400以上）、組織変更の過程にある重要トラスト13（結合工場334）、合計318であるが、そのうち、1898年1月1日以降に組織されたものが236¹（74.2%）であったという。このことはその合同運動の規模がいかに大きかったかを物語っている。

この期の合同運動は投資銀行家や職業的プロモーターのリーダーシップのもとにすすめられ、内容的には持株会社制度を中心とするトラスト形成

1. John Moody, *The Truth about the Trust*, Moody Publishing Company, 1904, pp. 485-486.

運動であった。この運動の過程において莫大な水割株式が発行された。プロモーターは、トラストの収益力は結合された競争諸会社の収益力の和よりも大きくなる、という理由によって、結合された諸会社より引きつがれた資産価額を大きく超過する株式を発行した。その場合、優先株は「競争状態のもとでの企業の価値をあらわし」、普通株は競争企業を結合させることによって増大する収益力、すなわち将来の収益力をあらわすという²。したがって、普通株は有形資産によってうらづけられない暖簾価値の資本化されたものである、ということになる。このような論理によって、有形資産を大きく超過しての株式の発行＝資本の水増が合理化された。トラスト・プロモーターはその普通株の一部を結合しようとする会社にボーナスとして与えることによって（またかなりの部分を自己の報酬とすることによって）、トラストの形成をおしすすめた。このように、「増大せる収益力の資本化」なる名目のもとになされる資本の水増、普通株と優先株の抱合せ発行なる方策によってトラスト形成が促進された。なお、その場合、発行される普通株は産業トラストにおいてはほとんど例外なく累積優先株と同額であった³ということは「増大せる収益力の資本化」が、資本水増のたんなる論理でしかなかったことの証拠として注目される。

トラスト形成過程における資本水増の実態についての研究はすでに相当に豊富である。たとえば、はつの10億ドル会社といわれる U. S. Steel の形成のさいには、6億8千万ドルの資産が14億ドルと貸借対照表に計上された。また、American Tobacco の場合には多い目にみても1400万ドルにすぎない資産に対して2500万ドルの株式が発行された。このようにして、U. S. Steel の場合には5億ドルの普通株全額のみならず、さらに5

2. E. S. Meade, *Trust Finance*, D. Appleton and Company, 1907, p. 100.

3. *Ibid.*, p. 102.

億ドルの優先株のうちの $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{1}{2}$ が水増された資本であったし、⁴ American Tobacco の場合には 1500万ドルの普通株の約 $\frac{1}{2}$ が水増であった、⁵ という。このような株式水割財務は広く一般化していたようである。A. S. Dewing は14の産業トラストについて分析したうえで、平均すれば発行証券の40%が有形資産をあらわし、⁶ 60%が超過分である、といっている。

このような資本水増が企業会計ことに資本・利益の計算にどのような影響を与えたかが問題である。本稿はこの資本水増財務にからむ問題をハットフィールド会計学がその資本・利益論においてどのように扱っているかを、考察しようとするものである。

II ハットフィールド資本会計論

ハットフィールド『近代会計学』の資本会計論は、結論的にいうならば、当時の資本水増・株式水割財務にともなう生ずる過大資本化の隠蔽・合理化論である。増大せる収益力の資本化なる論理によって合理化して発行される普通株が、ほとんど例外なく優先株と同額であるということは、もし優先株が現実の資産をあらわしているとすれば、資本・資産が2倍に表示され、普通株は現実資産に裏付けられない資本をあらわす、ということになる。しかし、現実には、優先株が資産の実質価額をあらわし、普通株が暖簾をあらわすというような単純なものではなかろう。むしろ別のところで資本化されるべき金額が決定され、それが優先株と普通株に分割されたのではなかろうか。いずれにしても、この過程において資産の実質価額を超過する株式が発行され、会計実務においてはその株式を全額払

4 Eliot Jones, *The Trust Problem in the United States*, Macmillan Co. 1929, p. 280

5 *Ibid.*, pp. 162-163.

6 A. S. Dewing, *Corporate Promotion and Reorganization*, Harvard Univ. Press, 1930, pp. 540-542.

込済として貸借対照表に計上したのである。そのような資本金を全額払込まれたものとして合理化することが要請された。ハットフィールド資本会計論はその役割をはたしたと考えられる。そのことを具体的に検討してみよう。

ハットフィールドは資本に関する会計問題は、一般に株式資本金の額面あるいは名目価額と現実の純資産在高 (actual net wealth) との不一致から生ずることを指摘し、さらにこの資本に関する問題を一層難しくしている原因は会社が本当の状態を示したがるにないことにある、としている。たとえば、法律によって禁じられている何らかの金融方法に頼った場合に、その不法行為を会計上なんとかして隠そうとする⁷。株式を割引発行し、その割引の事実を会計上では隠そうとすることなどは、この例であろう。このような指摘からみると、ハットフィールド自身も明言はしてはいないが、株式の割引発行が株式資本の会計の重要な問題であると理解していたといえよう。

『近代会計学』では株式資本の問題は、現金による払込の場合と現物出資とにわけて論及している。その順序にしたがって簡単に考察してみよう。

1. 現金での払込による株式発行

まず、現金による払込については引受済株式、未発行株式、金庫株、プレミアム付発行、割引、減資等が論じられている。ここで特徴的なことは、引受済株式 (未払込応募株式) ばかりでなく、たんなる未発行株式についてまで、元帳勘定に記録し、貸借対照表に計上すべきことを主張していることである。それらの貸借対照表への計上の理由については、つぎのように論じている。

7 Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting*, D. Appleton and Company, 1923, p. 146.

引受済株式は会社が合法的に集金しうる権利（応募者の義務）を示すのであるから、売掛金や受取手形と同様に資産⁸である。また、未発行株式は債権者に関するかぎりはたしかに資産ではないが、取締役にとっては、少くとも企業の業績が好調な場合には資金調達の手段となりうる。したがって、未発行株式の存在を株主に知らせることがのぞましいとして、貸借対照表への計上を主張している⁹。

この引受済株式・未発行株式の貸借対照表計上の主張は、金庫株（再取得自己株式）に資産性を付与するための布石のように考えられる。

金庫株は「……それが資産であるかどうか、もし資産であるならどのように勘定に示されるべきか¹⁰」が問題である、としている。金庫株の資産性に関しては、それは「発行された株式の実質上の消去である¹¹」という否定的な意見も存在するが、アメリカの会計実務はそれを資産として計上することを正当とし、要求している。金庫株が存在する場合には、「投資」などと一緒することなく、「金庫株」として別個に示すべきである。またアメリカの貸借対照表の例では、金庫株に未発行株式が含まれる場合がかなりあるが、両者は厳密に区別されなければならない。なぜなら、金庫株は合法的に額面以下で売却することが可能であるが、未発行株の割引発行は許されないからである¹²、という。

このように、ハットフィールドは未発行株式および引受済株式を貸借対照表に計上することの妥当性を主張することをはじめとして、いわんや金庫株に資産性を認めることは当然であることを論じようとしている。

金庫株への資産性の付与はさきに指摘した水割財務と重要な関連をもっ

8 *Ibid.*, p. 147.

9 *Ibid.*, pp. 149-150.

10 *Ibid.*, p. 151.

11 *Ibid.*, p. 151.

12 *Ibid.*, p. 153.

ていると考えられる。なぜなら、当時においては、のちにも指摘するように、現物出資者が企業から受取った株式の一部分を、企業に運転資金を調達させることや企業合同を円滑におこなわせるために、企業に贈与することがかなり広くおこなわれたからである。したがって、もし金庫株の資産性が否定されるとすると、水割財務方策を用いてのトラスト形成運動そのものに支障が生ずるおそれがある。その意味で、会計上、金庫株への資産性付与が特別に重要性をもっていたと考えられる。

つぎに株式のプレミアム付発行については、「プレミアムは経済的には資本醸出であり、それ以外の何物でもない」、したがって、損益勘定 (Profit and Loss) に貸記することは不当である¹³、としている。しかし、一般には、このようなプレミアムも「剰余金」勘定 (Surplus) に記録される。だが、剰余金は典型的には蓄積利益なのであるから、資本醸出であるプレミアムを剰余金に貸記することは、蓄積利益と資本醸出とを同一勘定に記録することになる。そこで、ハットフィールドは「プレミアムは企業の真の利益ではないから、配当にあてられないことを示す何らかの勘定に特別に留保されるべきである¹⁵という。

このように、ハットフィールドは株式プレミアムの資本醸出としての性格を指摘し、かつ、剰余金の区別を「配当可能か否か」の観点からおこなおうとしていることは特徴的であろう。

2. 現物出資による株式発行

これまで考察してきた現金での払込の場合には、割引発行か否かの判別はきわめて明白であり、疑う余地がない。したがって、そこでは割引発行は主要な問題とはなりえない¹⁶。しかし、現物出資の場合には割引発行の間

13 *Ibid.*, p. 155.

14 減資差益も剰余金に貸記される (*Ibid.*, p. 160)

15 *Ibid.*, p. 156.

16 ハットフィールドは現金での払込による場合にも、割引発行に論及している。し

題がとりわけ重要になる。なぜなら、そこでは割引の事実についての判別がきわめて困難になるからである。

ハットフィールドは現物出資の場合に割引が存在するか否かが明白でない理由は、資産評価についての明確な基準が存在しないことにある、とする。なぜなら、トラストが製造工場全体を購入する場合には、土地・建物・機械・原材料・鉱山・暖簾等々の資産がそこに含まれるが、それらの資産全体について信頼しうる評価をおこなうことは不可能である。¹⁷「したがって、このような場合の価値決定については、裁判所はそれに介入することなく、会社の役員¹⁸の判断にまかせる傾向にある」。このように、資産評価基準の不明確さから、現物出資には割引発行が生じやすい。

さらにまた、違法のうたがいがあがる株式発行を隠蔽しようとする¹⁹ことが、現物出資による株式発行をあいまいにすることに、拍車をかけているという。

「あいにく、株式割引がほとんど示されないということは、会社会計に通じている人々にとっては明らかなことである。これは一般的には適法性がうたがわしい取引の本当の性格を明瞭に示すことを好まないためである。」¹⁹

もちろん、ハットフィールドは払込まれた財産が株式の額面金額に達しない場合には、その差額を株式割引として明瞭に表示すべきことを主張している。²⁰しかし、現実にはそのような表示がなされるはずがないことは言うまでもない。したがって、株式割引額を損益にチャージするか、資本金控除とするかは配当可能利益計算上からは、論理的にはきわめて重要な問

かし、そこでは割引の事実がある場合にはそのことを明示せよというのみで、肝心の株式割引額を損益勘定にチャージするかどうかについては、「問題がある」とするのみで、深く論及していない (*Ibid.*, pp. 158-159)。

17 *Ibid.*, p. 162.

18 *Ibid.*, p. 162.

19 *Ibid.*, p. 168.

20 *Ibid.*, p. 167.

題であるにもかかわらず、現実的問題とはなりえないのである。

ハットフィールドは A. L. Dickinson のつぎのような主張を引用して、結論にしているようである。

「……株式の発行によって購入されたすべての財産はその株式の額面価額で計上される。ただ、そのように計上される資産は現金によってではなく、株式との交換によって取得されたものであることの説明が、貸借対照表上で明瞭になされるべきである。」²¹

このようなディッキンソンの主張にしたがうなら、現物出資の場合には割引発行はありえないことになる。それにもかかわらず、このような主張を是とする論拠はどこにあるのであろうか。ハットフィールドはつぎのように説明している。

資産を過大表示することが、「真実」でないことは否定できないが、その事実を正しく示すならば、かならずしも人を誤らせるものではない、いうことも主張できる。製造工場のような財産を評価する場合には決して「真実性」を獲得することはできない。何らかの評価をおこなおうとする試みは、工場資産が現金ではなく一定額の株式によって取得されたというありのままの陳述をおこなうことよりも、かえって誤りに導くと考えられる。²²

これが割引発行の合理化論であることはあまりにも明白であろう。

現物出資との関連で展開されるもう一つの重要な問題は、贈与自己株式にからむ問題である。

さきに指摘したように 19世紀末から 20世紀初頭の企業合同運動の過程で、結合される企業の資産が過大評価され、資本は巨額に水増された。そこで、プロモーターは企業に運転資金を確保させるために、あるいはボーナス株として利用する目的で、現物出資者が受取る株式の一部を発行会社に贈与させるという契約のもとに、払込資産の現実価額を大きく超過する

21 *Ibid.*, p. 171.

22 *Ibid.*, p. 170-171.

株式を現物出資者に与えた。現物出資者はその株式の一部を契約にもとづいて企業に贈与したのである。このようにして取得された株式が金庫株である。²³ 企業はその金庫株を一般には額面以下で売却して運転資金を調達したが、それは割引発行とは解釈されなかった。

このような内容の自己株式の贈与は、多くの場合は、その株式を額面以下で自由に売らせるためのわかりきった口実にすぎない、²⁴ と考えることもできる。それゆえ、ある厳格な会計士達は、現物出資者による贈与株式を財産の名目的購入金額から控除すべきものと考えている。事実、初期のニューヨークの事件ではそのような自己株式の贈与は過大評価の確かな証拠である、と判決された。しかし、もっと最近のコロラド州の Speer 対 Bordeleau 事件では、「かかる取引は割引発行の証拠ではない」、²⁵ と明確にのべられている。

ハットフィールドはこれに対して、現物出資者に最初に与えられた株式金額でその財産を評価することを是としようが、あるいは出資者が最終的に取得した株式金額によって評価する方法を是としようが、もし最初の方法による評価額が過大評価であることが判明するなら、そのような正しくない表示をつづける理由はまったくない、²⁶ と主張する。

このことは、実際に株式割引があるならばそのことを明示すべきである、といっているにすぎない。しかし、さきにも指摘したように現物出資での財産評価基準が不明確であるため、現実には株式の割引を明示することはありえない。とするならば、このような主張は現実的には払込資産を

23 Marsden Company の Annual Report にはつぎのように記されている。1904年12月1日の同社の資産総額は、\$38,195,021であり、そのうち Patents が \$35,000,000。普通株は Patents と同額の \$35,000,000 であり、全額 Patents に対して発行された。その普通株の一部が会社に贈与され、優先株のボーナスとして使用された(The Commercial and Financial Chronicle, 1905)。

24 Hatfield, *op. cit.*, p.177.

25 *Ibid.*, p. 178.

26 *Ibid.*, 178-179.

発行株式の額面金額と同額のものとして評価し、贈与された自己株式は真の資産の贈与であり、したがって、その贈与によって剰余金が設定される、とする実務を是認する結果となるであろう。

もちろん、この贈与自己株式から生ずる剰余金は「明瞭に成文法によって禁じられている場合をのぞいて配当に利用できる利益²⁷」であり、したがって、この剰余金によって株式配当をおこなうことも可能なのである。

このようなハットフィールド資本会計論に対する従来の評価は、資本剰余金概念が確立されていないことを主要な理由として、きわめて低いものであった。しかし、わたくしはハットフィールド資本会計論が実質的に水割株式の発行を合理化・隠蔽し、金庫株の資産性、贈与自己株式による剰余金の創出・計上を主張したところに、その歴史的意義と役割が存在すると評価している。

ハットフィールド理論によれば、資本水増分がそのまま会計上の資本として合理化され、計上資本が過大化されるのである。

III 資本水増と資産会計実務

資本会計論では、財務上の資本水増に規定されて²⁸水増された計上資本を合理化する理論が展開された。20世紀初頭までの財務上の水増は、払込資産の現実価額を超過する額面株式を発行することによっておこなわれた。²⁹したがって、当然、貸方の資本金勘定は膨張させられた。そのことは必然的に借方側の資産金額を膨張させることになる。それをどのような項目

27 *Ibid.*, p. 235.

28 会計上の資本の記録は水増株式の発行をそのまま反映表示するものではない。むしろ、財務に規定されてそれを合理化し、促進するものである。そのように考えなければ、1915年頃より現われはじめる無額面株式の発行と、それによる暖簾その他の無形資産の\$1化のような記帳実務を説明することはできないであろう。

29 1912年に New York 州において無額面株式の発行を認める法律が制定されるまでは、資本水増は額面金額を過大にするという方法によってなされた (*Hatfield, Accounting, 1927, p. 190*)。

で、どのように処理するかが利益計算と関連して重要な問題となる。

当時の記帳実務に重要な指針を与えたと考えられる D. A. Keister, *Keister's Corporation and Auditing* (1901) はいくつかの例題をかかげて、この問題について論じている。二・三の例をひろってみよう。

イ) 商企業を \$60,000 の資本金で Joint Stock Company に改組する例

「会社の資産は \$30,000 のエンジンからなるとすると、開始記入はつぎのようにすることができる。

機械	\$ 60,000
株式資本金	\$ 60,000

上記の仕訳について、何ら批判することはない。機械の原価は \$30,000 である。しかし、それは \$60,000 の名目価値で記入される。それは投機的資産 (Speculative resource) ではない。したがって、いかなる価値で記入されようか問題ではない。また、つぎのように仕訳することも正しい。

フランチャイズ	\$ 30,000
機 械	30,000
株式資本金	\$ 60,000 ³⁰

ロ) 鉱山会社設立の例

J. H. Brown が非常に価値ある鉱山機械を発明して特許をとり、機械を製造する目的で他の数人の資本家と Joint Stock Company を設立する。Brown はその特許権に対して 100 株 (額面 \$100) をうけとることで同意する。資本金は \$200,000, 2000 株とし、1,400 株は他の資本家 (発起人) の間に分割するものとする。

その仕訳は(1):

Brown の特許権	\$ 200,000
株式資本金	\$ 150,000
運 転 資 本	50,000

または(2):

Brown の特許権	\$ 10,000
フランチャイズ	190,000
株式資本金	\$ 150,000
運 転 資 本	50,000

または(3):

30 D. A. Keister, *Keister's Corporation Accounting and Auditing*, The Burrows Brothers Co., 1901, p. 71.

株式引受	\$ 140,000
Brownの特許権	10,000
金庫株	50,000
株式資本金	\$ 200,000

「上記の仕訳で、Brownの特許権は第一の場合には名目価値 \$ 200,000 で借記されている。第二、第三の仕訳では明白な原価 (apparent cost) \$ 10,000 で借記されている。会社は法律に違反することなく、自由にその価値をつけることができる。しかしこのことによって、会社は投機的資産、実在する負債、費用勘定にも名目的な虚構の価値をつけることができる、と理解してはならない。開始記入においては、鉱山・工場・Franchise・Steamer・機械・土地等々に低い価値であろうが、高い価値であろうが、名目的価値をつけることができる。上述したように、名目的な虚構の価値を投機的な資産や実在する負債につけることはできない。なぜなら、それは損益に影響をあたえるからである。」(傍点原文イタリック)

このように、資本水増にともなう資産の水増は有形資産勘定を膨張させるか、何ら価値のうらづけのない無形資産勘定を設けることによっておこなわれたようである。しかも、その結果、資産勘定が資産の現実価額をまったく示さなくても、それらが売買目的のために所有される投機的資産でないかぎり批判するにあたらぬ、として資産の水増を正当化している。このように投機的資産については水増を認めない理由は、近い将来に売却される資産を水増すれば、水増が費用の増大となつてただちに顕在化し、配当可能利益が確保できないためであろう。ここには、資産評価が資産評価そのものとして問題とされるのではなく、(配当可能)利益との関連で問題にされていることが示されている。

資産の水増を有形資産によっておこなうか、無形資産によっておこなうかを決めたものは、この配当利益の問題であつた、と考えられる。

The Commercial and Financial Chronicle に掲載された貸借対照表を検討してみると、1905年に同紙に掲載された貸借対照表(鉄道・運輸・金融機関はのぞく) 204のうち、“Goodwill”を表示せるもの 25 (12.3%)、

暖簾以外の無形資産のみを表示せるもの38(18.6%)、合計63(30.9%)にすぎない。しかも巨額の資本水増をしたことが明らかである U. S. Steel, International Mercantile Marine, Amalgamated Copper などの超巨大独占企業は無形資産を表示していない。払込資産の現実価額を超過して発行された株式金額は有形資産(とりわけ固定資産)を膨張させることによって処理されたのである。

さきに指摘したように、取得資産の現実価額を超過して発行される株式は、将来の超過収益力の資本化部分をあらわすという名目のもとに論理化されたのであるから、貸借対照表が資産・負債・資本の状態を正しく示すものであるとするなら、形式論理的には当然「暖簾」が貸借対照表に示されるはずである。さらに、1903年がトラスト運動の一応の終結をみた年であることを考えると、1905年の“Chronicle”に掲載された貸借対照表(決算日は1904年であるものが多い)のうち無形資産を表示しているものが30.9%ということは、その比率がきわめて低いことになる。このことは、相当多くの場合に、水増資本が有形資産を膨張させるかたちで処理されたことを示している。したがって、貸借対照表上の資産項目は、無形資産も有形資産も、資産の現実価額を示していなかったし、また示そうとするものでもなかった、といえよう。資産の水増を有形資産によっておこなうか、無形資産によっておこなうかは、基本的には企業の収益力に依存していたと考えられる。なぜなら、水増部分が有形資産ことに償却性固定資産に混入される場合には、きわめて大きな枠内であるにせよ、無形資産に比較すればより規則的な償却のもとに、水増資産の費用化=費用の過大計上³²が要求されたし、水増部分を無形資産によって処理する場合には、水増の存在を示唆することにはなるが、きわめて自由な償却が許されたからであ

32 拙稿「アメリカ独占確立期における減価償却実務」『会計』第99巻第2号、第3号、1971年。

³³る。実務は水増を有形資産に混入させる方法も、無形資産として計上する方法も、ともに必要としていたのである。

IV ハットフィールド資産会計論

ハットフィールド資産会計論は以上のような会計実務との関連で論じられたのである。かれの資産会計論を個々の資産項目の評価論として独立させてみることも可能であろう。しかし、資本水増との関連において考察される場合には、焦点は有形固定資産（資産の水増を流動資産によっておこなうことは少いし、また金額的にも小さいので）と無形資産にあわされなければならない。

まず無形資産の考察からはじめるなら、かれは貸借対照表にはすべての価値ある財産を計上することが基本的原則であるとして、³⁴暖簾をはじめとする無形資産の貸借対照表能力を認めている。『近代会计学』が財産計算原理にたつ理論でありながら、暖簾に貸借対照表能力を認める理由は、そこでの「価値」を支払能力としての価値にではなく、継続企業としての価値に求めているからであろう。そこでの暖簾の価値は他の普通の企業におけるよりも多くの利益＝超過利益をもたらすことである。したがって、企業結合によっても形成される超過収益力も当然、暖簾としての資格をもつわけである。

「いかなる企業でも、もし独占によって保護されるなら——それが特許権という法律上の独占によるものであろうと、あるいはまた、トラストによる現在の全競争者の結合によってもたらされる部分的な営業上の独占によるものであろうと——現在の正常な利益率を超過して利益を生みうるような水準に価格を維持しうる可能性がでてくる。したがって、合理的基準が存在する、といえる。³⁵」

33 拙稿「アメリカ独占確立期におけるのれん会計理論の役割」『企業会計』第22巻第7号、1970年。

34 Hatfield, *op.cit.*, p. 75.

35 *Ibid.*, pp. 110-111.

このように、ハットフィールドはトラスト形成による超過収益力＝暖簾の存在を認め、かつ暖簾評価の基準を超過収益力に求めながら、自己創出暖簾の計上を否定し、暖簾評価額は取得原価を限度とするという、矛盾した主張をおこなっている。³⁶

それでは、買入暖簾の取得原価はどのようにして決められたのであろうか。

暖簾の購入は企業の買収と結びついておこなわれるのであるから、暖簾の取得原価は簡単にはわからない。しかも、企業の買収は普通、株式によっておこなわれるために、問題は一層複雑になる。

「一般の場合のように、与えられた株式の額面価額が有形資産の価値をこえるときには、これらの差額が購入された暖簾をしめすのか、それとも発行株式の割引をしめすのかを決定することは、時々困難である。そのため、普通、アメリカの実務は購入された有形資産の価額が発行株式の額面価額に満たない場合には、いつでも、会計係は暖簾の存在を仮定した。」³⁷

ハットフィールドは、このような実務が暖簾の正しい評価を示すことにはならず、過大評価を容認する結果になる場合の多いことを示し、「暖簾が存在する状況を検討し、その評価を規定する原則を考究することが必要である」としている。³⁸しかし、この実務にかわるべき原則は示されない。したがって、現実にはこの実務にしたがわざるをえないことになる。

さらに、この暖簾の償却について考察してみよう。

ハットフィールドは、暖簾の償却についてはイギリスの会計学者の間においても償却必要説と不要説とに意見がわかれていることを示したうえで、つぎのようにのべている。

「多分、もっとも満足のゆく解決方法は暖簾評価のさいに見積られた年数にもと

36 *Ibid.*, p. 108.

37 *Ibid.*, p. 106.

38 *Ibid.*, p. 110.

づいて償却することである。なぜなら、いかなる場合においても、暖簾は不確実な資産であり、そして固定資産（多少無理があるが暖簾は固定資産に含められる）の減価償却は法的にはおこなう必要はないが、保守主義の口実によって正当化されるからである。また、暖簾の評価があやまっており、そして、暖簾がその帳簿価値だけの価値がないことが明らかな場合には、最善の方法は利益へのチャージ³⁹によってではなく、資本の減少によって、その価値の下落を相殺することである。」

ここでは暖簾は償却をすることもしないことも自由であるとする実務を、そのまま合理化するような論理にはなっていない。一応、評価のさいに用いられた年数にもとづいて償却することを妥当としている。しかし、それは暖簾の価値が見積年数の経過によって減少するために帳簿価値を減ずるというのではない⁴⁰。保守主義を理由にして償却を正当化しているのである。したがって、「評価のさいに見積られた年数」は理論的な基準ではなく、便宜的な基準であり、いつでもかえうる可能性を含んでいるといえる。

このようなハットフィールドの暖簾会計論の特徴は、トラスト形成における資本水増にもとづく資産側の水増を暖簾として計上することを認め、かつ、その償却を認めることである。このことは、一つには、たんなる水増にすぎない暖簾によって資産が過大計上されるということ、一つには、そのことによって（償却を通じて）費用あるいは利益減少項目が過大に計上されることを意味する。つまり、資産も費用も過大計上され、事実を示さない、ということである。

つぎに有形固定資産の評価・償却論の検討にうつろう。

資本の水増によって膨張させられる資産は、ある場合には無形資産（とりわけ暖簾、フランチャイズなど）によって、ある場合には有形資産によって処理された。

39 *Ibid.*, p. 117.

40 *Ibid.*, p. 118.

ハットフィールドは「すべての価値ある資産」に貸借対照表能力を認めている。だが、それらの資産を最初に帳簿に計上するときの原則は価値ではなく、取得原価であるとしている。

「新しく資産を取得したとき、たとえ購入者がそれを非常に安く購入したとしても、それは通常原価で記録される⁴¹。」

したがって、逆に高く購入したとしても原価が記録されることになる。しかし、さらに困難な問題は取得原価そのものが明らかでない場合である。その代表的な例は株式あるいは社債の発行による資産（企業）の取得である。

「ここでの困難は資産が取得されたかどうかではなく、それとの交換に与えられるものの価値の不確実さにある。実務においては、かかる資産の原価はそれとの交換に発行された株式の額面価額と等価である、とするのが慣習的である。もっとも高い地位にある会計士ですら、かかる手続を正当としている。あきらかに、これは非常にやかましく論議されている株式の水割問題の一側面にすぎない⁴²。」

もし、このような実務慣行にしたがうなら現物出資によって割引は生じえないことになるし、さらに形式論理的に展開するなら、現金に対して割引発行されるとすると、払込現金は額面にみたないにもかかわらず、株式額面の全額に等しいとして、扱われるべきことになる。しかし、ハットフィールドはこれ以上には論じない。つまり、水割をどのように防ぐかとか、水抜をどうするかなどについてはまったくふれていない。

このようにして計上される水増有形固定資産の評価論には、ディクシー、ジモンなどの影響をうけて「継続企業価値評価」が主張される。換言すれば、資産評価の基準は「継続企業」の所有者にとっての資産の現在価値である、という一般原則が主張される⁴³。

41 *Ibid.*, p. 75.

42 *Ibid.* p. 79.

43 *Ibid.*, p. 81.

この「継続企業価値評価」という一般原則の固定資産への適用は、固定資産が永久的あるいは長期的使用のために購入された資産であるという性格から、具体的には「取得原価－減価償却費」となる。なぜなら、使用を目的とする固定資産の継続企業にとっての価値は、取得時にはその原価であらわされ、それが使用されつづけるかぎりには、その用役は市場価値の変化によって影響されないため時価ではなく、原価で記録されなければならないからである。⁴⁴このようにして、まず市場価値変動を考慮に入れないこと、すなわち原価主義が論理化されるのである。

さらにつぎには、継続企業にとっての固定資産価値は市場価値変動によっては影響されないが、使用や時の経過によって価値の減少が生ずることが主張される。したがって、取得原価のままにしておくことは誤りである、として減価償却費の計上が論理化される。それゆえ、一般的に適用される評価の三原則はつぎのようになる、という。

「(1)期末評価においてとられるべき価値は清算価値ではなく、継続企業にとっての価値である。(2)固定資産の市場価値の変化は無視される。(3)減価償却はつねに考慮に入れられなければならない。」⁴⁵

ハットフィールドは財産計算原理を論理の基底におき、貸借対照表中心の理論体系をとっている。それにもかかわらず、その固定資産評価論はこのように「原価－減価」であり、今日の動態論の主張と手続的にはかわるところがない。しかし、この「原価－減価」という主張こそが当時の会計実務を合理化し、そのことによって歴史的存在意義をもちえたのである。なぜなら、「原価」ということによって、水割株式によって購入された資産の水増計上を合理化し、減価償却を通じてその水抜をはかることができたからである。そのことによって、資本水増の事実を帳簿上に明示するこ

44 *Ibid.*, p. 82.

45 *Ibid.*, p. 83.

となく、かつその水抜を長期間にわたっておこなうことにより、配当を安定させることに役立てることができた。もし時価主義がとられたとするなら、ほとんどのトラストは莫大な評価損を計上することを余儀なくされ、たちまち、巨額の資本水増があった事実が露呈し、その上長期間の無配を強いられたであろう。「原価一減価」によってこそ、それが隠蔽・合理化されたのである。

V 資本と利益の内容

以上、水割株式の発行にともなう資本・資産の会計実務がハットフィールド理論によってどのように合理化されたかを検討してきた。そこでは、まず財務上の資本水増を隠蔽・合理化する会計上の資本金の水増計上が合理化され、それに照応する資産側の水増計上が合理化されている。その水増された資産は償却（土地などの非償却性資産が水増された場合は償却されないが）過程を通じて費用化され、水抜される。したがって、費用総額は水増分だけ過大に計上されることになる。さらにより具体的には、水増が償却性有形固定資産によってなされる場合には、無形資産によってなされる場合に比較して相対的に規則的に償却・水抜されるため、通常の期間の費用はそれだけ過大になり、利益はそれだけ過少になる。それに対して資産水増が無形資産とりわけ暖簾によってなされる場合には、水増の存在が示唆されるという不利な点はあるが、⁴⁶暖簾は一般的には償却することもしないことも自由であるがゆえに、各期間の利益に応じての弾力的な償却・水抜が可能になる。このように、資産水増をいずれによっておこなうかによって、各期間の費用と利益が異なることになる（超期間的には費用化総

46 当時、水割株式の発行が一般化するなかで、無形資産は水増部分をあらわすにすぎない、という見方が大衆のなかに広まっていたようである（William M. Lybrand, *The Accounting of Industrial Enterprise, Part II, The Journal of Accountancy, December 1908*, pp. 114-115.

額は同じになるとしても)。この各期間の費用化額の相異が資産水増をどのような項目によっておこなうかを規定したと考える。

このように、ハットフィールド理論によって合理化されるところによれば、第一に資本金が水増され、第二に資産総額が水増されることによって費用総額が水増され、第三に資産水増が償却性有形固定資産によるか暖簾によるかによって、期間費用と期間利益がことなる。そして、全体的には利益が過少表示（水増資産の水増による費用の過大化によって）され、利益率にいたっては、資本金が過大表示されているために二重に過少表示されることになる。

ここでは、資本も利益も現実の資本・利益を反映するものとはなっていない。会計上の利益を直接的に規定するものは現実の経済過程の利益ではない、と考えられる。

付記 本稿は第21回日本会計研究学会関西部会での報告論文である。